

Q 農業者年金の よくある質問 A

Q 加入する場合、 どこに申し込みばいいですか？

A 加入の申込みは、お住まいの農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。

保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日まで、12月23日に口座振替されます。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 脱退は自由にできるとのことですが、 脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金はありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。
※死亡一時金は、加入期間等により払った額を下回ることがあります。

Q 年金資産の運用は どうしているのですか？

A 農業者年金基金による年金資産の運用は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金 に加入した場合はどうなりますか？

A 農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

- ①死亡したとき
- ②国民年金の資格を喪失したとき
- ③国民年金の第2号被保険者となったとき
- ④国民年金の第3号被保険者となったとき
- ⑤国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
- ⑥60歳に達したとき
- ⑦農業に従事する者でなくなったとき

なお、資格喪失後もこれまで積立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払いします。

農業者年金の詳しい内容と加入の申込は、下記JAにお問い合わせください。

JA問合せ先

仙 台 (022-236-2426)

名 取 岩 沼 (022-384-5112)

み や ぎ 仙 南 (0224-55-1251)

加 美 よ つ ば (0229-66-1222)

み や ぎ 登 米 (0220-22-8115)

岩 沼 市 (0223-22-1258)

み や ぎ 宜 理 (0223-34-4447)

古 川 (0229-23-6515)

新 み や ぎ (0228-25-9010)

いしのまき (0225-22-1110)

JA宮城中央会

